

福井県外から若狭町へ移住・就職する方に

移住支援金を

支給します
(全国型)



移住支援金額

単身世帯 **30** 万円

2人以上世帯 **50** 万円

18歳未満の者の
同居の子供世帯

+ **100** 万円

※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象。

対象となる方

【移住元】

住民票を若狭町へ移す直前の住所が、大学等の在籍期間を除いて、連続して**3年以上**福井県外にあること。



【移住先】

- ・令和5年4月1日以降に転入したこと。
- ・移住支援金の申請日において、移住後**3か月以上1年以内**であること。
- ・移住支援金の申請日から**5年以上**継続して若狭町に居住する意思を有していること。

就職要件

就業する方
テレワークの方
起業する方

詳しい要件は
裏面に記載

対象年齢

移住支援金を交付申請する日において年齢が

18 歳以上 **50** 歳未満

就職要件

【就業する方】

- ・勤務地が福井県内に所在すること。
- ・3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務める対象企業への就業でないこと。
- ・勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業に就業し、かつ、移住支援金の申請日において当該対象企業に連続して3月以上在職していること。
- ・移住支援金の申請日から5年以上継続して当該対象企業に勤務する意思を有していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ・官公庁、公立学校その他公的機関への就業でないこと。

【テレワークの方】

- ・企業等に所属する者が、所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、若狭町を生活の本拠として町内で引き続き業務を行う者であること。

【起業する方】

- ・福井県が定めるU・Iターン移住創業支援事業助成金交付要領に係る起業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請日において当該企業支援金の交付決定日から1年以内であること。

2人以上の世帯とは

- ・世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
- ・世帯員が移住支援金の申請日において同一世帯に属していること。
- ・世帯員がいずれも令和5年4月1日以降に移住したこと。
- ・世帯員がいずれも申請日において移住後3月以上1年以内であること。
- ・世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係有する者でないこと。

移住支援金の返還

次の要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額を返還していただきます。

【全額返還】

- ・虚偽の申請であること、居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- ・移住支援金の申請日から3年未満に若狭町から転出した場合
- ・就業を要件とする場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・起業を要件とする場合において、福井県が定めるU・Iターン移住創業支援事業助成金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合

【半額返還】

- ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に若狭町から転出した場合

申請に必要なもの

【必須書類】

- ・若狭町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・写真付き身分証明書の写し又は提示により本人確認ができる書類の写し
- ・移住元の住民票の除票又は移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・次に掲げる証明書類等

【就職要件が就業の場合】

- ・就業証明書（様式第3号）

【就職要件がテレワークの場合】

- ・就業証明書（テレワーク）（様式第4号）及び勤務者から所属先企業に対しての意思表示が確認できる書類（テレワークの申出書等）

【就職要件が起業の場合】

- ・起業支援金の交付決定通知書の写し

【日本国籍を有しない者】

- ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を確認できる書類

【お問合せ】

若狭町役場総合政策課

TEL：0770-45-9112

若狭町移住支援金の詳しい情報や
必要書類の様式のダウンロードは
若狭町HPをご覧ください

若狭町移住支援金 全国型

検索

